

## 告 示

### 埼玉県告示第千六十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第十三条第一項の規定により土地区画整理事業の終了について認可したので、同条第四項において準用する同法第九条第三項の規定により公告する。

平成二十九年九月二十九日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 施行者の名称

東松山市藤曲他地区開発共同企業体

二 事業施行期間

平成二十七年六月五日から平成二十九年九月三十日まで

三 施行地区

埼玉県東松山市大字松山字藤曲の一部、字仲田町の一部

四 土地区画整理事業の名称

東松山都市計画事業藤曲土地区画整理事業

五 施行認可の年月日

平成二十七年六月五日

六 終了の認可の年月日

平成二十九年九月二十九日